

円ヲ給セラレ候様致度候条前記期日マテニ帰朝及即今ヨリ便宜
主要ノ商業地巡歴許可旅費支給ノコト、モ至急電報ヲ以テ令達
相成候様致度存候此段御答方申進候也

年月日

総長

文部省専門学務局長宛

追テ別紙本人願書返進候也

(朱書) 評議會ハ法科大学意見通り議決

(清水彦五郎)

270 在独留学生岡野敬次郎商業地巡歴願に付進達案

(明治二十八年六月二十六日)

明治廿八年六月廿六日

総長 (浜尾新)

書記官 (富塚恂)

書記官 (清水彦五郎)

書記官 (榎本勝多)

案

(欄外注記1)
帝国大学
大学乾第四六五号

独国留学生岡野敬次郎ヨリ本年冬学期ヲ以テ彼国主要ナル商業
地巡歴之義願出候間本学意見御承知相成度旨専甲百二二号ヲ以
テ御照会之故承了然ルニ同人義ハ法科大学授業上ノ必要ニ依リ
次学年ノ始メ来ル九月十一日マテニ帰朝為致度存居候義ニ有之
且同人願書中本年冬学期ニ係リ滞留ノ時期僅少ニシテ格別聴講
スヘキ程ノ義無之趣ニモ有之候間即今ヨリ本人願書面ニ列記ノ
各地中ニ就キ最主要ナル地ヲ巡歴スルコトヲ許サレ旅費金四百

制印

岡野敬次郎ヨリ欧州各商業地巡歴ノ義出願ニ付文部省ヨリ本学
意見承知致度云々照会ノ件ハ本学ニ於テハ授業上須要ニ付来学
年初即来ル九月十一日マテニ帰朝セシメ度就テハ右期限内ニ帰
朝スルノ妨トナラサル限リハ願書ニ列記中ノ重ナル商業地ヲ巡
歴セシムル様致度候依リテ右期限マテニ帰朝及出願ノ旅費金四
百円支給等至急電報ヲ以テ令達相成度存候右申上申候也

二十八年六月廿四日

法科大学長法学博士 穂積陳重 印

帝国大学総長 濱尾 新殿

(欄外注記2)

(朱書) 専甲五二二一號

独国留学生岡野敬次郎ヨリ本年冬学期ヲ以テ独国ノ要港和蘭白
耳義并ニ英仏ノ主要ナル商業地巡歴ノ義ニ付別紙ノ通願出候処
宿泊見積ニ依レハ「ロンドン、パリス」ヲ除キ多クハ一二泊ノ
滞在ニ過キス右ニテハ商業実況視察上果シテ実効アルヘキヤ否

ヤ疑ハシキ次第モ有之候へ共先以テ右ニ関スル貴学ノ御意見承知致度此段及御照会候也

明治二十八年六月二十日

文部省専門学務局長法学博士 木下廣次 印

帝国大学総長 濱尾 新殿

追テ別紙ハ御回答ノ節御返戻相成度候也

御願

拙者義兼テ特ニ商法研究ノ目的ヲ以テ留学一年延期ノ御許可ヲ得自來之カ研究ニ從事罷在昨年冬学期本年夏学期共商法実習ノ講筵ニ侍シ主トシテ当国商法ノ実況并其応用ヲ窺ヒ即チ商法律ト商業トノ關係ヲ修メ候テ益歐洲諸国ノ商業地ナルモノヲ視察仕候ノ必要ヲ覺トリ申候テ当国之要港ヲ始メ其他和蘭陀白耳義英仏ノ実況ヲモ比較研究仕度殊ニ拙者留学モ來ル十二月下旬ニテ満期ト相成本年冬学期モ十月下旬ニ至ラス候テハ授業相始マリ不申候間該学期ニハ当国ノ大学ニテ聴講仕候ノ価直モ無御座其期ヲ以テ歐洲主要ノ商業地ヲ巡歴仕度即チ左ニ其地ヲ順次別記仕候何卒右願意御聴許之上通常学資ノ外金四百円増額御支給被成下度奉願候尤御支給被下候金額ハ旅費ハ勿論其他滞在ノ費ニ相充テ可申時宜ニ因リ申候テハ予定日以上ノ滞留或ハ必要相生シ可申何卒学資ノ増額トシテ御支給相成度奉願候
巡歴可仕地ハ

- ハンブルグ (二泊) ブレーメン (二泊) アムステルダム (二泊)
- ハーグ (一泊) ブリュッセル (三泊) ブリュッゲ (二泊)

- 泊) アンドウエルペン (二泊) ロンドン (七泊) マンナエスタ
ター (一泊) リバプール (二泊) パーリス (七泊) フラン
クフルト (一泊)

ニ御座候

右出願仕候旅行ハ生専修罷在候商法ノ研究上欠クヘカラサル次第ニ御座候間何卒御許容被成下度此段奉願候也

二十八年五月十四日

在独国文部省留学生 岡野敬次郎

文部大臣候爵 西園寺公望殿

追白当伯林府出発ハ來ル九月中旬ト相定申度増給ノ額至急御支給之程奉願候

(欄外注記一)

「六月廿六日送達済」

(欄外注記二)

「帝國乾第四六五号」

「『留学生關係書類』自明治廿五年至明治廿八年、①G15」